

前期申請期間は受け付けません

令和元年6月1日

令和元年度（2019年度） ジュニアマイスター顕彰制度特別表彰実施要項

1. 目的 高校在学中の資格取得等の成果が全国的に優秀な生徒、および年間のジュニアマイスター顕彰申請を通じて顕著な成果が認められた学校を表彰することによって、ジュニアマイスター顕彰制度のさらなる活性化を目指すことを目的とする。
2. 生徒特別表彰 生徒特別表彰は「1. 目的」に従い、**原則的に卒業年度の生徒を対象とし、在学中に1度だけの表彰とする。**
その上で、学校長は次の5つの事項全てに該当する生徒を申請することができる。
- ① ジュニアマイスターゴールド（以下、ゴールド）の認定を受けているか、ゴールドを申請中であること。
 - ② 取得区分のSランクまたはAランクの資格*1を取得していること。
 - ③ 上位8つの資格*1の合計得点が本年度後期の区分表で60点以上であること（申請する資格*1が8つ未満でも可。8つ以内の資格*1の合計得点が60点以上でなければならない）。
 - ④ 学校長が「学校生活が充実し、他の模範となる生徒である」と認めた生徒であること。
 - ⑤ 過去に生徒特別表彰を受けていないこと。

*1 資格とは区分表のうち区分1の表に記載されている資格・検定等のこと。但し、区分2・区分3で大臣表彰を受賞したもの1つに限り上位8つの資格として認める。

認定委員会において申請内容を精査し、申請条件5つ全てを満たしていると判断した生徒を特別に表彰する（4. 申請方法に従って申請する必要がある）。

表彰者には表彰状を授与する。

さらに、本年度の生徒特別表彰者の中で、特に顕著な成果をおさめた生徒に経済産業大臣賞（1名）として表彰状を、それに準ずる成果をおさめた生徒には全国工業高等学校長協会理事長賞（若干名）として楯を授与する。

※ 生徒特別表彰は、認定委員会で審査を行い表彰されるものであり、認定委員会後の申請となる追加申請は生徒特別表彰の対象外となる。

3. 学校表彰 前期申請および後期申請をもとに、認定委員会において申請者数や申請内容を精査し顕著な成果が認められた学校を特別に表彰する（申請の必要はない）。

※ 学校表彰は、認定委員会で審査を行い表彰されるものであり、認定委員会後の申請となる追加申請の内容は学校表彰選考の対象外となる。

4. 申請方法 通常の後期申請を行う生徒と一括して**12月16日～1月17日の期間にWeb上から電子申請すること（前期申請期間には受け付けない）。**
電子申請は、本協会Webサイト上のジュニアマイスター顕彰のページに後期申請期間に掲載する特別表彰用「ジュニアマイスター顕彰電子申請マニュアル」に従って行うこと。生徒の申請区分を選択し直す部分以外は、通常の申請方法と基本的に同様。
また、**様式3**（特別表彰申請書）を印刷し公印を捺印の上、**様式1**、**様式2**と共

前期申請期間は受け付けません